

株式会社ひのき 光サービス契約約款（集合住宅一括加入者用）

株式会社ひのき（以下「当社」という）と、当社が行う業務の提供を受ける集合住宅一括加入者（以下「加入者」という）との間に結ばれる契約は、以下の条項によるものとします。

（当社の行う業務）

第1条 当社は加入者の所有施設である加入申込書記載の建物（以下「本件建物」という）の各住戸の居住者に次の業務を提供します。

- ①当社による受信可能なテレビジョン放送およびFM放送を有線により再放送する業務
- ②基本利用料金で視聴できる放送を有線により再放送する業務
- ③基本利用料金以外にセットトップボックス（以下「STB」という）を使用して別料金で視聴できる特別チャンネルを有線により再放送する業務（ただし、ここでいう STB とは当社が貸与したもの、または当社から購入したものに限ります）
- ④上記業務に付帯する業務

（契約の単位）

第2条 加入契約は加入者の所有施設である本件建物毎に行います。

（契約の成立）

第3条 加入申込者が加入申込書を提出し、当社がこれを承諾した時に成立するものとします。ただし加入契約に基づいて当社が引込線を設置し、保守することが技術上もしくは経費上困難な場合、当社は承諾を取り消すことがあります。

（加入金）

第4条 加入者は別表の料金表に従い加入金を当社に支払うものとします。

- (2)加入者は加入申込手続き時に別表の料金表に定めた加入金を支払うものとします。
- (3)業務開始以前に予約募集期間を設けて加入金の特別割引を行うことがあります。
- (4)経済環境の変動に伴い加入金を改定することがあります。ただし既加入者には適用しません。

（基本利用料金）

第5条 加入者は業務の提供を受けた日から別表の料金表に従い基本利用料金を当社が指定する期日までに指定する方法により当社に支払うものとします。この場合、当社は請求書および領収書は発行しません。

- (2)経済環境の変動に伴い基本利用料金を改定することがあります。
- (3)当社が設定した加入金、基本利用料金の中にはNHKの放送受信料（衛星放送受信料も含む）は含まれておりません。

（本件建物内の各居住者との別途契約事項）

第6条 下記の事項を含む特別チャンネル契約については、本契約とは別途に各居住者と当社が契約を締結するものとします。

(2)第1条③に定めるサービスを希望する居住者は直接当社に対し別途当社が指定する方法により申し出るものとします。

(3)第1条③に定めるサービスを希望する居住者は設置に要する費用、特別利用料金、STB使用料金を負担するものとし、その支払いについては当社の定める方法によるものとします。申込みの単位は居住者（各世帯）毎、STB 毎、チャンネル毎、月毎の契約とします。

（施設の設置および費用の負担等）

第7条 当社の業務に必要な施設の設置工事ならびに保守は、当社および当社が指定する業者が行います。当社が設置した施設のうち光端末装置（ONU）の入力接続点までの施設は当社が所有しこれを管理します。加入者は引込端子寄りの引込線から受信機の入力端子までの設備の設置に要する費用（ONUを含む）を負担し、ONUを含むRF出力端子以後の設備を所有し、これを管理するものとします。

（当社の保守責任および免責事項）

第8条 当社は当社の施設の維持管理責任を負うものとします。ただし、加入者は維持管理の必要上、業務が一時的に停止する可能性があることを承認するものとします。

(2)当社は加入者から当社の施設に異常がある旨申し出があった場合はこれを調査し、必要な処置を講ずるものとします。ただし、ONUを含むRF出力端子以後の施設および受信機等（STBを除く）に起因する事項の場合は加入者の責任とし、修復に要する費用は加入者負担とします。

(3)当社の保守責任範囲は放送センターからONUの入力接続点までとし、その施設に故障事故が生じた場合の修復に要する費用は当社の負担とします。

(4)加入者は当社もしくは当社の指定する業者が設備の調査、点検、修理などを行う場合、加入者の敷地、家屋、構築物への出入りについて便宜を供与するものとします。

(5)加入者は加入後の故意または過失により当社の施設を損傷した場合には、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

(6)当社は天災事変その他当社が責を帰することのできない事由による業務の停止に基づく損害の賠償には応じません。

（設置場所の変更の禁止）

第9条 原則として加入申込書記載の本件建物以外への設置場所の変更はできないものとします。

（権利の譲渡による名義変更）

第10条 次の場合は当社の確認を得た上で加入者の名義を変更することができるものとします。ただし本件建物の所有権と個別に譲渡することはできないものとします。新加入者は直ちに当社指定の方法により申し出るものとします。またその変更に必要な諸費用は新加入者が負担するものとします。

①相続の場合

②新加入者が加入契約に定める旧加入者の設置場所において、当社の業務の提供を受ける事について旧加入者の権利義務を継承する場合

(2)本件に関し異議申し立てがあっても当事者間で解決し、当社には一切迷惑、損害をかけないものとします。

(一時停止、再開)

第 11 条 加入者は当社業務の提供の一時停止を希望する場合、当社指定の方法により申し出るものとします。また再開を希望する場合も同様に当社指定の方法により申し出るものとします。

(2)停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料金は無料とします。

(3)一時停止、再開に要する諸費用は加入者が負担するものとします。

(4)一時停止期間は最長 1 年とします。1 年を過ぎても再開の申し出がない場合、当社は加入契約を解除することができるものとします。

(加入者の禁止事項)

第 12 条 加入者は当社に無断で施設を改変、または施設に加入者の受信機以外の施設を相互接続して当社が業務を提供するために必要な施設を利用した場合には、その利用についての違約追徴金を支払わなければならないものとします。無断で加入者の受信機以外の施設を相互に接続した場合は改めて適切な設備工事を行い、受信契約を行った後でなければ利用できないものとします。

(加入者の業務違反による停止および契約解除)

第 13 条 加入者が利用料金の支払遅延等、本契約に違反する行為があった場合には、当社が設置した ONU の接続点にて業務の提供を停止することができるものとします。停止後 3 ヶ月経過しても違反行為が改められない時は、当社は加入契約を解除することができるものとします。またその際当社は当社設備を撤去する場合があります。この場合加入者は別表に定める設備撤去費を当社に支払うものとします。また撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物などの復旧を要する場合、加入者においてその費用を負担するものとします。

(遅延利息)

第 14 条 加入者が料金の支払を支払期日より遅延した場合は、別表の料金表に従い遅延回数分の督促手数料および年率 14.6%の遅延損害金を支払期日の翌月支払日までその期間に応じて当社に支払うものとします。

(設置場所の無償使用)

第 15 条 当社は施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等は無償で使用できるものとします。

(2)加入者は、加入契約の締結について地主、家主、その他利害関係人があるときには、あらかじめ必要

な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとしします。

(加入契約の解除)

第 16 条 加入者は加入契約を解除しようとする場合、解約を希望する 10 日以前に当社指定の方法により申し出るものとしします。また解約の場合、加入者は契約解除に要する諸費用および別表に定めた設備撤去費を当社に支払う場合があることを了承するものとしします。

(2)解約による加入金の払い戻しは行いません。ただし利用料金を前納している場合には解約月の翌月分以降の利用料金については払い戻しするものとしします。

(3)解約の場合、当社は当社の施設を撤去します。ただし撤去に伴い加入者が所有もしくは占有している敷地、家屋、構築物などの復旧を要する場合、加入者においてその費用を負担するものとしします。

(放送内容の変更)

第 17 条 当社はやむを得ない事情があるときは、放送内容を変更できるものとしします。この場合当社は一切の責任を負いません。

(約款の改正)

第 18 条 当社は総務大臣に届け出た上で、この約款を改正できるものとしします。

(定めなき事項)

第 19 条 この契約約款に定めていない事項あるいは疑義が生じた場合は当社および加入者はお互いに誠意をもって協議の上、円満に解決にあたるものとしします。

(個人情報等の利用)

第 20 条 当社は業務の提供に関連して知り得た加入者の個人情報（以下「個人情報」という）を以下の利用目的の範囲内で利用します。

- ①放送サービス（付帯する業務を含む）を提供すること、および放送サービス（付帯する業務を含む）の内容をより充実したものにする。
- ②加入者に有益と思われる放送サービス（付帯する業務を含む）、当社または提携先の商品・サービスに関する情報を提供すること。
- ③加入者から個人情報の取扱いに関する同意を得る等、加入者への連絡の必要が生じた場合に連絡すること。
- ④利用状況や利用環境などに関する調査を実施すること、および当社内の関連部門に報告、連絡すること。
- ⑤放送サービス（付帯する業務を含む）のサービス向上等の目的で、アンケート調査等による個人情報の集計および分析等を行うこと。
- ⑥前号の集計および分析により得られたものを、個人を識別または特定できない態様で第三者に開示または提供すること。

(個人情報等の開示と提供)

第 21 条 当社は以下の場合、個人情報を本人以外の第三者に対し開示、提供することができるものとします。

- ①加入者の同意を得た場合。
- ②裁判官の発布する令状により強制処分として捜索、押収がなされる場合、その他法令の規定に基づく場合。
- ③人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、加入者本人の同意を得ることが困難な場合。
- ④前条の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合（個人情報を適切に管理するよう契約等により義務付けた業務委託先または提携先に委託する場合に限る）
- ⑤放送サービス（付帯する業務を含む）の料金に関する債権・債務の特定、支払および回収に必要と当社が判断した場合。
- ⑥当社は加入者からの申し出により、放送サービス（付帯する業務を含む）の提供に関する業務に支障のない範囲で、これらの個人情報の照会、修正、利用・開示の中止および利用・開示の再開に応じるものとします。

(付則)

- ①当社は特に必要があるときは、本約款に特約を付することができるものとします。
- ②病院・医院、集合住宅の一括加入の居住者、ホテル・旅館・宿泊施設等の加入については別途定めます。
- ③この契約約款は平成 29 年 7 月 1 日から施行します。

(約款の制定、変更に関する記載)

平成 17 年 4 月 1 日 光サービス契約約款 制定
平成 17 年 6 月 1 日 施行
平成 19 年 7 月 1 日 改正（基本利用料金の改定ほか）
平成 20 年 12 月 20 日 改正（加入金の改定）
平成 21 年 7 月 1 日 改正（基本利用料金の改定）
平成 22 年 4 月 1 日 改正（基本利用料金の改定、HT 取扱終了に関する変更ほか）
平成 22 年 7 月 1 日 改正（基本利用料金の改定）
平成 29 年 7 月 1 日 改正（諸手数料の一部撤廃に関する変更）

(別表／集合住宅一括加入者)

料金表 (消費税別)

1. 加入金

戸数	金額
4戸	50,000円×戸数×75%
6戸	50,000円×戸数×70%
8戸	50,000円×戸数×65%
10戸以上	300,000円

2. 基本利用料金 (3ヶ月分前納口座自動振替) 月額 1,800円×総戸数×60%

3. 設備撤去費 (契約解除時に必要となった場合)

○引込線撤去 8,000円

○ONU撤去 3,000円

4. 諸手数料

○その他の手数料 1,000円

○督促手数料 (口座自動振替) 1回につき 200円